

松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令

松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程（昭和45年松戸市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
別表第1		別表第1	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
(略)		(略)	
松戸市立東部小学校	(略) ・河原塚のうち次の区域とする。 初崎（146番地～154番地、 <u>156番地の2、157番地の2、158番地の2、159番地の2</u> ） (略)	松戸市立東部小学校	(略) ・河原塚のうち次の区域とする。 初崎（146番地～154番地） (略)
(略)		(略)	
松戸市河原塚小学校	(略) ・河原塚のうち次の区域を除いた区域とする。 初崎（146番地～154番地、 <u>156番地の2、157番地の2、158番地の2、159番地の2</u> ） (略)	松戸市河原塚小学校	(略) ・河原塚のうち次の区域を除いた区域とする。 初崎（146番地～154番地） (略)
(略)		(略)	
松戸市立金ケ作小学校	・金ケ作のうち次の区域とする。 立切（254番地～269番地）、 並木前（270番地～292番地）、 北岡（293番地～298番地の1、298番地の4～298番地の6、298番地の9～298番地の12、298番地の1	松戸市立金ケ作小学校	・金ケ作のうち次の区域とする。 立切（254番地～269番地）、 並木前（270番地～292番地）、 北岡（293番地～298番地の1、298番地の4～298番地の6、298番地の9～298番地の12、298番地の1

	4、298番地の15、298番地の31～298番地の43、298番地の52～298番地の54、298番地の56～298番地の67、298番地の69～298番地の100、299番地)、北中(300番地～308番地)、南中(309番地～348番地)、曲松(372番地～401番地)、西ヶ沢(402番地～406番地)、<u>海着</u>(407番地～414番地、454番地～465番地)、新木戸(415番地～419番地の5、419番地の7～419番地の19、419番地の25、419番地の28、419番地の29、419番地の31～419番地の34、419番地の40～419番地の51、420番地～420番地の6、421番地～423番地) (略)		4、298番地の15、298番地の31～298番地の43、298番地の52～298番地の54、298番地の56～298番地の67、298番地の69～298番地の100、<u>298番地の126</u>、299番地)、北中(300番地～308番地)、南中(309番地～348番地)、曲松(372番地～401番地)、西ヶ沢(402番地～406番地)、<u>海道</u>(407番地～414番地、454番地～465番地)、新木戸(415番地～419番地の5、419番地の7～419番地の19、419番地の25、419番地の28、419番地の29、419番地の31～419番地の34、419番地の40～419番地の51、420番地～420番地の6、421番地～423番地) (略)
	(略)		(略)
松戸市立第四中学校	(略) ・金ヶ作のうち次の区域とする。 北岡(298番地の36、298番地の69、298番地の70、299番地の5～299番地の10)、海道(407番地、408番地の2、408番地の8、408番地の71～408番地の93、408番地の108、408番地の117、408番地の121～408番地の125、408番地の135～408番地の137、408番地の139、408番地の141～408番地の145、408番地の150、408番地の151、408番地の153～408番地の156、40	松戸市立第四中学校	(略) ・金ヶ作のうち次の区域とする。 北岡(298番地の36、298番地の69、298番地の70、299番地の5～299番地の10)、海道(407番地、408番地の2、408番地の8、408番地の71～408番地の93、408番地の108、408番地の117、408番地の121～408番地の125、408番地の135～408番地の137、408番地の139、408番地の141～408番地の145、408番地の150、408番地の151、408番地の153～408番地の156、40

8番地の169、408番地の170、408番地の172～408番地の176、408番地の178、408番地の182、408番地の185～408番地の189、408番地の199、408番地の204～408番地の209、408番地の213、408番地の215、408番地の219、408番地の220、408番地の222～408番地の224、408番地の228、408番地の231～408番地の233、408番地の237～408番地の239、408番地の241～408番地の244、408番地の247、408番地の250、408番地の269～408番地の272、408番地の277～408番地の280、408番地の283、408番地の287～408番地の291、408番地の301、408番地の312、408番地の316～408番地の321、408番地の323～408番地の338、408番地の340～408番地の364、408番地の372～408番地の374、408番地の380～408番地の384、408番地の386～408番地の389、408番地の415、408番地の457、408番地の497、408番地の499～408番地の504、408番地の526～408番地の529、409番地～414番地、454番地～456番地)、新木戸(415番地～418番地、421番地～423番地)

8番地の169、408番地の170、408番地の172～408番地の176、408番地の178、408番地の182、408番地の185～408番地の189、408番地の199、408番地の204～408番地の209、408番地の213、408番地の215、408番地の219、408番地の220、408番地の222～408番地の224、408番地の228、408番地の231～408番地の233、408番地の237～408番地の239、408番地の241～408番地の244、408番地の247、408番地の250、408番地の269～408番地の272、408番地の277～408番地の280、408番地の283、408番地の287～408番地の291、408番地の301、408番地の312、408番地の316～408番地の321、408番地の323～408番地の338、408番地の340～408番地の364、408番地の372～408番地の374、408番地の380～408番地の384、408番地の386～408番地の389、408番地の415、408番地の457、408番地の497、408番地の499～408番地の504、408番地の526～408番地の529、408番地の623、408番地の628～629、408番地の631、408番地の648～649、409番地～414番地、454番地～456番地)、新木戸(415番地～4

	(略)
松戸市立第五中学校	(略) ・河原塚のうち次の区域とする。 初崎（１４６番地～１５４番地、 <u>１５６番地の２、１５７番地の２、１５８番地の２、１５９番地の２</u> ） (略)
(略)	
松戸市立河原塚中学校	(略) ・河原塚のうち次の区域を除いた区域とする。 初崎（１４６番地～１５４番地、 <u>１５６番地の２、１５７番地の２、１５８番地の２、１５９番地の２</u> ） 根切（４２３番地の４～４２３番地の８、４２６番地、４２７番地）、ハイ松（４２８番地～４３１番地） (略)
(略)	
松戸市立金ケ作中学校	(略) ・金ケ作のうち次の区域とする。 立切（２５４番地～２６９番地）、並木前（２７０番地～２９２番地）、北岡（２９３番地～２９７番地、２９８番地の１～２９８番地の２、２９８番地の４～２９８番地の６、２９８番地の９～２９８番地の１５、２９８番地の３１～２９８番地の３５、２９８番地の３７～２９８番地の４３、２９８番地の５１～２９８番地の５４、２９８番地の５６～２９８番地の６７、２９８番地の７１、２９８番地の７３、２９８番地の８１、２９８番地の８３～２９８番地の８５、２９８番地の９２、２９８番地の９３、２９８番地の９

	１８番地、４２１番地～４２３番地） (略)
松戸市立第五中学校	(略) ・河原塚のうち次の区域とする。 初崎（１４６番地～１５４番地） (略)
(略)	
松戸市立河原塚中学校	(略) ・河原塚のうち次の区域を除いた区域とする。 初崎（１４６番地～１５４番地） 根切（４２３番地の４～４２３番地の８、４２６番地、４２７番地）、ハイ松（４２８番地～４３１番地） (略)
(略)	
松戸市立金ケ作中学校	(略) ・金ケ作のうち次の区域とする。 立切（２５４番地～２６９番地）、並木前（２７０番地～２９２番地）、北岡（２９３番地～２９７番地、２９８番地の１～２９８番地の２、２９８番地の４～２９８番地の６、２９８番地の９～２９８番地の１５、２９８番地の３１～２９８番地の３５、２９８番地の３７～２９８番地の４３、２９８番地の５１～２９８番地の５４、２９８番地の５６～２９８番地の６７、２９８番地の７１、２９８番地の７３、２９８番地の８１、２９８番地の８３～２９８番地の８５、２９８番地の９２、２９８番地の９３、２９８番地の９

	5、298番地の97、298番地の98、298番地の126、299番地の3～299番地の4)、北中(300番地～306番地、308番地)、南中(309番地～348番地)、南岡(349番地～366番地)、曲松(372番地～401番地)、西ヶ沢(402番地～406番地)、海道(408番地の39、408番地の109～408番地の112、408番地の114～408番地の116、408番地の130～408番地の133、408番地の148～408番地の149、408番地の268、408番地の313、408番地の315、408番地の366～408番地の371、408番地の375～408番地の379、408番地の390～<u>408番地の392</u>、408番地の394～408番地の413、408番地の416～408番地の456、408番地の458～408番地の496、408番地の498、408番地の505～408番地の523、408番地の525、408番地の540～549、408番地の611、408番地の647
(略)	

別表第2

	5、298番地の97、298番地の98、298番地の126、299番地の3～299番地の4)、北中(300番地～306番地、308番地)、南中(309番地～348番地)、南岡(349番地～366番地)、曲松(372番地～401番地)、西ヶ沢(402番地～406番地)、海道(408番地の39、408番地の109～408番地の112、408番地の114～408番地の116、408番地の130～408番地の133、408番地の148～408番地の149、408番地の268、408番地の313、408番地の315、408番地の366～408番地の371、408番地の375～408番地の379、408番地の390～<u>408番地の393</u>、408番地の394～408番地の413、408番地の416～408番地の456、408番地の458～408番地の496、408番地の498、408番地の505～408番地の523、408番地の525、408番地の540～549、408番地の611、408番地の647
(略)	

別表第2

小学校	
知的障害学級	
特別支援学級設置校名	通学区域
(略)	
相模台小学校	相模台小学校、和名ヶ谷小学校、大橋小学校
(略)	
矢切小学校	(略)
高木第二小学校	(略)
六実小学校	六実小学校
(略)	
常盤平第一小学校	常盤平第一小学校、常盤平第二小学校、常盤平第三小学校
稔台小学校	(略)
上本郷小学校	(略)
(略)	
栗ヶ沢小学校	高木小学校、栗ヶ沢小学校、貝の花小学校
松飛台小学校	(略)
梨香台小学校	(略)
寒風台小学校	(略)
旭町小学校	(略)
(略)	
松飛台第二小学校	(略)
上本郷第二小学校	松ヶ丘小学校、上本郷第二小学校
(略)	
中学校	
知的障害学級	
特別支援学級設置校名	通学区域

小学校	
知的障害学級	
特別支援学級設置校名	通学区域
(略)	
相模台小学校	相模台小学校
(略)	
矢切小学校	(略)
高木小学校	高木小学校
高木第二小学校	(略)
(略)	
常盤平第一小学校	常盤平第一小学校
常盤平第二小学校	常盤平第二小学校
稔台小学校	(略)
常盤平第三小学校	常盤平第三小学校
上本郷小学校	(略)
(略)	
栗ヶ沢小学校	栗ヶ沢小学校、貝の花小学校
松飛台小学校	(略)
松ヶ丘小学校	松ヶ丘小学校
六実小学校	六実小学校
梨香台小学校	(略)
寒風台小学校	(略)
和名ヶ谷小学校	和名ヶ谷小学校、大橋小学校
旭町小学校	(略)
(略)	
松飛台第二小学校	(略)
上本郷第二小学校	上本郷第二小学校
(略)	
中学校	
知的障害学級	
特別支援学級設置校名	通学区域

(略)		(略)	
小金中学校	小金中学校、小金南中学校、 <u>小金北中学校</u>	小金中学校	小金中学校、小金南中学校
(略)		(略)	
旭町中学校	(略)	旭町中学校	(略)
		<u>小金北中学校</u>	<u>小金北中学校</u>
(略)		(略)	
自閉症・情緒障害学級		自閉症・情緒障害学級	
特別支援学級設置校名	通学区域	特別支援学級設置校名	通学区域
第一中学校	第一中学校、第二中学校、 <u>古ヶ崎中学校</u> 、和名ヶ谷中学校	第一中学校	第一中学校、第二中学校、和名ヶ谷中学校
(略)		(略)	
六実中学校	(略)	六実中学校	(略)
		<u>古ヶ崎中学校</u>	<u>古ヶ崎中学校</u>
牧野原中学校	(略)	牧野原中学校	(略)
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年3月31日において松戸市立相模台小学校、松戸市立常盤平第一小学校、松戸市立栗ヶ沢小学校、松戸市立上本郷第二小学校及び松戸市立小金中学校の知的障害学級並びに松戸市立第一中学校の自閉症・情緒障害学級の第1学年から第5学年までに在学している児童・生徒の通学区域については、この訓令による改正後の松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。